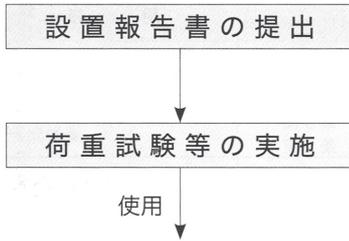


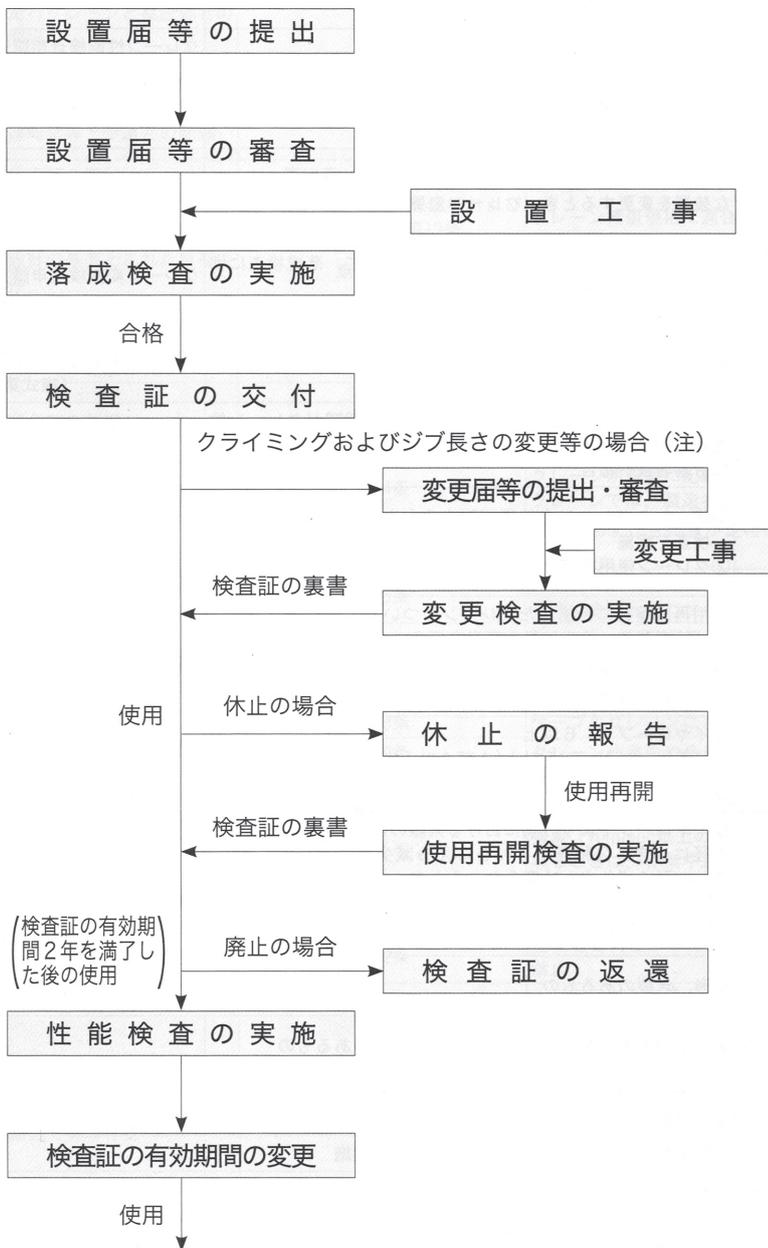
クレーン設置・廃止のフローチャート

1. つり上げ荷重0.5T以上3T未満のクレーン



- クレーン設置報告書……………様式第9号
 - 過荷重（定格荷重の1.25倍）試験
 - 安定度（定格荷重の1.27倍）試験の実施と記録の保存。
- （注）安定度試験は地切りのみ行うものとする。

2. つり上げ荷重3T以上のクレーン



〈設置届等〉

- クレーン設置届……………様式第2号
- クレーン明細書……………様式第3号
クレーンの組立図
構造部分の強度計算書
据え付ける箇所の周囲の状況
（平面図、立体図、附近の見取図等）
基礎の概要
（基礎図、設計計算書、水平控への支持・固定方法図および計算書等）
走行クレーンにあっては走行の範囲以上を設置工事の開始日30日前に提出します。
- クレーン落成検査申請書……………様式第4号
落成検査の14日前に提出します。

〈変更届等〉

- クレーン変更届……………様式第12号
- クレーン変更検査申請書……………様式第13号

- クレーン使用再開検査申請書……………様式第14号

- クレーン性能検査申請書……………様式第11号

（注）クライミング（旋回部およびフロアとも）の場合は、事前（クライミング工事の開始の日の30日前迄）に所轄労働基準監督署と相談してください。